

(3) 法定労働時間の改正

平成9年4月1日から、法定労働時間「週40時間労働制」が全面的に適用となりました。

平成9年4月1日からの週法定労働時間						
業種	規模	301人以上	101~300人	31~100人	10~30人	1~9人
製造業(1号)		40	40	40	40	40
鉱業(2号)		40	40	40	40	40
建設業(3号)		40	40	40	40	40
運輸交通業(4号)		40	40	40	40	40
貨物取扱業(5号)		40	40	40	40	40
林業(6号)		40	40	40	40	40
商業(8号)		40	40	40	40	46
金融広告業(9号)		40	40	40	40	40
映画・演劇業(10号)		40	40	40	40	46
通信業(11号)		40	40	40	40	40
教育研究業(12号)		40	40	40	40	40
保健衛生業(13号)		40	40	40	40	46
接客娯楽業(14号)		40	40	40	40	46
清掃・と畜業(15号)		40	40	40	40	40
官公署(16号)		40	40	40	40	40
その他の事業(17号)		40	40	40	40	40

1週40時間

1週40時間(平成9年3月31日まで週40時間労働制の適用が猶予されていた事業場です)

1週46時間(特例措置として週46時間まで認められる事業場です)

注)

- 業種分類(1~17号)は、労働基準法第8条に掲げる分類によります。規模は、企業全体の規模という意味ではなく、工場、支店、営業所等の個々の事業場ごとの規模をいいます。
- なお、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育職員については、当分の間、週44時間となります。